

消費税 転嫁対策

平成31年10月より
消費税率は10%に
平成29年度改正対応



中小企業・
小規模事業の
事業主の方
営業・購買・
仕入れ担当の方
必見!



中小企業庁

平成25年10月1日より、 「消費税転嫁対策特別措置法」

(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する)
行為の是正等に関する特別措置法

が施行されています!

※平成33年3月31日までの措置。



中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、
大規模小売事業者等が、減額や買いたたきなどにより
消費税の転嫁(消費税分を上乗せすること)を
拒否することなどを禁止すること等を定めた法律です。

ポイント ①

大規模小売事業者等による

転嫁の拒否行為は

禁止されています。

買いたたきや、
減額等が法律で禁止
されています。

ポイント ②

「消費税還元セール」

といった宣伝や広告が

禁止されています。



ポイント ③

総額表示義務の特例

によって、商品やサービスに

ついて本体価格のみの表示

が認められています。 • ¥500(税別)

• ¥500(本体価格)

ポイント ④

消費税の転嫁および

表示の方法の決定に係る

共同行為が

認められています。



このような事業者間の取引が対象です!

① 買い手が大規模小売事業者のケース



※大規模小売事業者

売上高100億円以上または 店舗面積3,000m²以上 ※東京都特別区および政令指定都市の場合

一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者(大手スーパー、コンビニなど)。

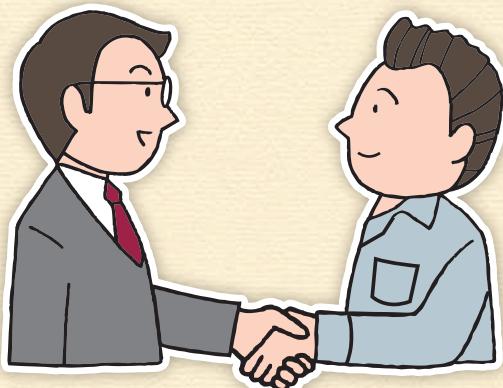
② 買い手が大規模小売事業者以外の法人のケース



※「継続して」とは、事業者間に継続的な取引関係がある場合を指します。

個別の商品ごとに継続的な取引関係がある状態を指すものではありません。

※これまで取引したことのない相手方から商品を1回限りの取引で購入する場合などは、「継続して」には該当しません。





特定供給事業者(売り手)に対する減額

減額とは? ▶5ページ

商品または役務の提供の対価の額を
事後的に減じて、消費税の転嫁を
拒むこと



買いたたきとは? ▶6ページ

商品または役務の提供の対価の
額について、合理的な理由なく、
通常支払われる対価よりも低く
定めることにより、
消費税の転嫁を拒むこと



商品購入の要請とは?

売り手が買い手の指定する商品を購入しなければ、
消費税の上乗せにあたって不利な取扱いをすると示唆をすること

や買いたたき、報復行為等が禁止されています。

役務利用の要請 利益提供の要請 とは? ▶8ページ

消費税の転嫁を受け入れる代わりに、
自己の指定する役務を利用させたり、
自己のために金銭・役務・その他の経済上の
利益を提供させること(協賛金や協力金等、
名目のいかんを問わず行われる金銭の提供、
作業への役務の提供など)



本体価格(税抜価格)での交渉の拒否 とは? ▶9ページ

商品または役務の提供の対価に係る
交渉において、「消費税を含まない価格を
用いる旨の申出」を拒むこと



報復行為 とは?

公正取引委員会等に転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、
取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取扱いをすること



消費税分を支払わない、消費税分を上乗せする契約をして
いたのに、支払う段階になって消費税分を下げる
「減額」は、禁止!

転嫁拒否していませんか？



小売業界の皆さん、ご用心！

大規模小売事業者であるA社は、自社で販売する商品の納入業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた商品について、複数の伝票に分け、伝票ごとに、あらかじめ定めた消費税込みの単価に品目別の数量を乗じて得た金額について1円未満の端数を切り捨てた金額を算出し、これらの仕入伝票ごとの額を合計した金額を支払っていた。

支払明細	
単価(消費税込)	24.37円
数量	55個
支払合計	1340.35円



宿泊業界の皆さん、ご用心！

ホテル業を営むB社は、自社の取引先(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日以後に、毎月の消費税込請求金額に応じて1,000円未満又は100円未満などの端数を切り捨てた金額を支払い、さらに、一部の納入業者(特定供給事業者)に対し、毎月の消費税込みの請求金額から3%を差し引いた上で、端数を切り捨てた金額を支払っていた。



3%を引いて、
端数も切り捨て
にさせよう！



端数も上乗せしましょう



新しい税率の消費税分を上乗せした税込価格よりも低い税込価格を売り手に対して設定する

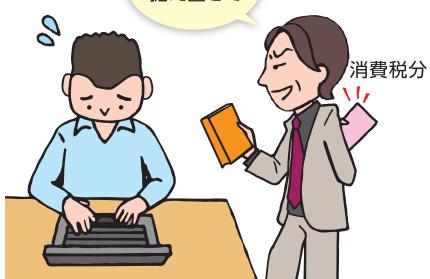
「買いたたき」は、禁止!

転嫁拒否していませんか？



出版業界の皆さん、ご用心！

自社が出版する雑誌に掲載する記事の執筆を個人事業者（特定供給事業者）に委託しているB社は、その執筆者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、執筆料を据え置いていた。



これは
違反行為
です！



地方公共団体関係の皆さん、ご用心！

木造住宅の耐震診断を希望する市民に対して耐震診断士を派遣する事業を行っているD市は、当該耐震診断を委託している耐震診断士（特定供給事業者）に対して、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの報酬を据え置いていた。

耐震診断料
平成26年4月20日
〇〇,〇〇〇円
(消費税5%込)



税率引上げ分を上乗せしましょう

転嫁拒否されていませんか？

工場 製造業界の皆さん、ご用心！

製造業者であるA社は、部品の製造委託をしている製造業

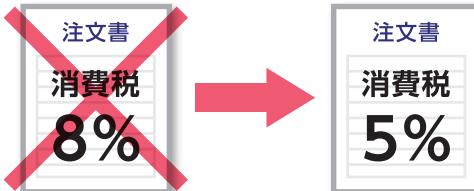
者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に納品される

ものについて、発注の際に

消費税率5%で計算した金

額を記載した注文書を発

行していた。



ビル 不動産賃貸業界の皆さん、ご用心！

自社が保有する不動産の内装工事を委託し

ているC社は、当該工事を委託する事業者（特

定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後

も消費税引上げ分を上乗せすることなく、消

費税込みの委託代金を据え置いていた。



免税事業者の皆さん、ご用心！

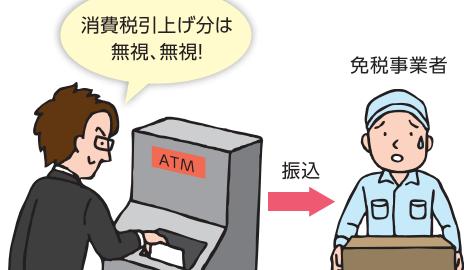
製造業を営むE社は、部品の納入

業者である免税事業者（特定供

給事業者）に対し、振込みの際に

消費税率引上げ分を加算するこ

となく支払っていた。



新しい税率で計算しているか確認しましょう

これは
転嫁拒否
です！



消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して協賛金やスタッフの派遣等を要請する

「利益提供の要請」は、禁止!

転嫁拒否していませんか？



卸売業界の皆さん、ご用心！

日用品等の卸売をしているA社は、当該日用品等の納入業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、納入する商品について消費税率の引上げに対応した値札に付け替える作業を要請した。

これは
違反行為
です！



新しい値札に
付け替えて
くれるよね？



小売業界の皆さん、ご用心！

大規模小売事業者であるB社は、自社で販売する食料品の納入業者(特定供給事業者)に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い自社の店舗内で使用する棚札(プライスカード)の作成料を負担するよう要請した。

プライスカードの
作成料、面倒みてよ！



税率引上げ分の見返りを求めてはいけません



消費税額を加えた総額だけしか売り手が
交渉できないようにする

「本体価格での交渉の拒否」は、禁止!

転嫁拒否していませんか？



小売業界の皆さん、ご用心！

A社は、商品の納入業者（特定供給事業者）と消費税込価格で価格交渉を行う際に、平成26年4月1日以後に納入される商品について、納入業者から本体価格（税抜価格）による価格交渉を求められても応じないこととしていた。

これは
違反行為
です！



建設業界の皆さん、ご用心！

建設工事業を営むB社は、建設業者（特定供給事業者）に対し、建設工事の一部を委託する際に、価格交渉で用いる請求書に、自社が指定する税込価格を記載する請求書を使用させていた。

ウチの書式で請求して。
金額も決めといたから。



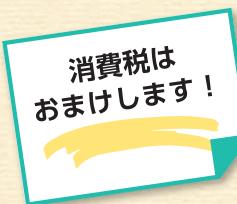
税抜価格による価格交渉にも応じましょう

SALE!

宣伝や広告の表示も、ご用心！

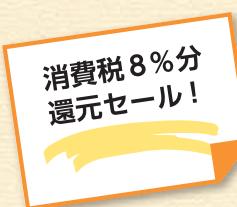
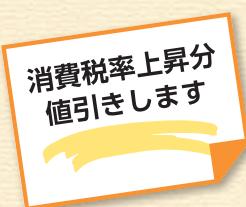
商品や容器、包装、チラシ、電話、ネオン・サイン、インターネットによる広告、セールストークといった口頭での広告等、顧客を誘引するあらゆる表示が対象となります。

■転嫁そのものを行わない旨の表示



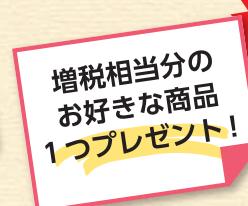
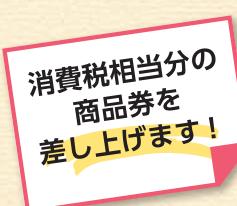
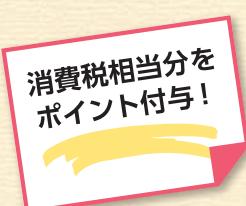
こんな表示は
アウト！

■消費税額の全部または一部を値引きする旨の表示



こんな表示は
アウト！

■消費税に関する経済上のサービスを提供する旨の表示



こんな表示は
アウト！

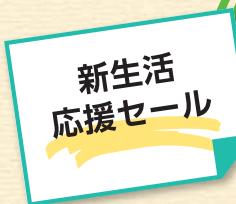
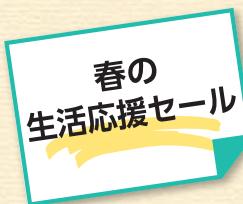


あたかも事業者が消費税を負担しているような、「**消費税分を値引きする等の宣伝や広告**」は、禁止！



以下のような宣伝や広告の表示は禁止になりません。

■消費税との関連がはっきりしないもの



■たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけのもの



■たまたま消費税率と一致するだけのもの



これらは
問題ありません。



・¥000 値札等の価格表示にも、ご用心！

小売段階における値札の価格表示は、原則税込価格の「総額表示」が義務づけられていますが、以下のような特例措置が設けられています。

■税抜価格や旧税率に基づく価格表示であることを明記していれば、本体価格での表示ができます。

●個々の値札等で税抜価格を明示する例



●NGのケース

× 誤認防止のための表示が、店内のレジ周辺だけで行われている。

× 誤認防止のための表示が、商品カタログの申込用紙だけに記載されている。

× 誤認防止のための表示が、インターネットのウェブページにおける決済画面だけに記載されている。

■税抜価格と税込価格を併記することもできます。

(税込価格が見やすく、税抜価格が税込価格と誤認されないように表示)

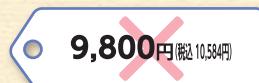


●明瞭に表示されているとはいえない例

(1) 税込価格表示の文字の大きさに問題がある



(2) 文字間余白、行間余白に問題がある
(一定幅当たりの文字数に問題がある)



(3) 背景の色との対照性に問題がある



こんな表示は
アウト！

※税率8%の場合。



消費税の転嫁方法や表示方法の決定についてのカルテルが事前の届出によって特別に認められています!



転嫁カルテルとは?

消費税の転嫁方法を複数の企業が話し合って取決めをする共同行為。

一般的に中小事業者が市場において価格形成力が弱いことに配慮して、一部の事業者に認められています。

それぞれ定めている本体価格に消費税分を上乗せしましょう。



消費税分を上乗せして出る端数は四捨五入しましょう。



表示カルテルとは?

消費税についての表示方法を複数の企業が話し合って取決めをする共同行為。全ての事業者・事業団体に認められています。

消費税率引上げ後の価格表示を統一しましょう。



見積書や納品書等の消費税額を別枠で表示しましょう。

価格交渉は税抜価格を提示しましょう。



電気めっき業界における 転嫁カルテル実施の実例

全国鍍金工業組合連合会 1,360社 (平成28年4月1日現在)

こんな取引は
セーフ!

平成26年4月からの消費税率引上げに伴い、全国鍍金工業組合連合会並びに24会員組合では、消費税率引上げに伴う転嫁カルテルの共同実施を行うこととし、総会・理事会の承認を得て、平成25年11月27日付で公正取引委員会に対し実施届出書を提出、電気めっき業による転嫁カルテルが正式に受け付けられた。

「適正な価格で 適正な取引を」を合い言葉に、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、各会員組合に所属する全てのめっき業を営む組合員事業所に対し、消費税率引上げ後における消費税の転嫁拒否等の行為(とりわけ①減額②買いたたき③本体価格での交渉拒否)の防止に努め、これを周知している。

実施した周知

- ①消費税転嫁カルテル特設サイトの開設
 - ②組合員事務所にリーフレットとポスターを配布
 - ③取引先に対し、カルテル実施を周知
 - ④新聞に広告掲載



お問い合わせ

◆ 全国鍛金工業組合連合会

Federation of Electric Molding Industry Association Japan

[トップページ](#) [会員企業について](#) [「お問い合わせ」について](#) [業界動向](#) [お問い合わせセンター](#) [全国へのお問い合わせ](#)

日本の力 めっきの力

消費税転嫁カルテル

全般連帯りに 24会員組合
による共同行為について

中高年より多くの消費者が年々増加しており、そのため、鍛金工業組合連合会は24会員組合と共に、販売店と消費者との協調行動を図るため、全国の鍛金工業組合連合会の会員組合及び24会員組合では、各会員組合と販売店との間で「営業調整委員会」を設立し、「営業調整」による効率化を図り、販売店の販売額の増加による消費税の増収につなげようとしています。この結果、販売店の販売額の増加により、消費者の負担が軽減されることが可能になります。(「カーリング」正真正銘で販売価格の改定が行われることには、これまでしてまいります。)

※組合改定

平成24年4月1日よりカーリング改定が実現された約5%の会員組合が年々より多くなり、その結果、中央会員組合の改定率も年々より多くなっています。そのため、改定率が年々より多くなることは、販売店の販売額の増加によるものであります。このことにより、販売店の販売額の増加により、消費者の負担が軽減されることが可能になります。

改正正規地で
改正正規取り扱い

お問い合わせ

相談窓口

総務部長

のべやのPEM

スケジュール

アラート



独占禁止法・下請法で問題となる行為もあります!

■「独占禁止法」で問題となる行為の例

消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、消費税率引上げ分の負担を不当にしわ寄せする行為は優越的地位の濫用として独占禁止法上問題になります。

消費税率引上げ後に、引上げ前の対価での納入や引上げ分を負担させる値下げを強要する。

消費税率引上げ分の加算を申し出たこと等を理由に、発注した分の受領を拒否する。

消費税率引上げにより、販売実績が販売予測を下回ったため、売れ残った商品を返品する。

消費税率引上げ分の対価の引上げを受け入れる代わりに、決定済みの支払期日を守らず支払いを遅延する。

消費税率引上げ分の対価の引上げを受け入れる代わりに、協賛金、販売促進費等の金銭の提供を強要する。

消費税率引上げ分の対価の引上げを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品以外の商品の購入を強要する。

消費税率引上げ分の対価の引上げを受け入れる代わりに、取引の相手方が不利益となるよう取引条件を変更、設定する。

消費税率引上げ前の対価での納入に合意しない、転嫁カルテルに参加している等を理由に、将来の取引の拒絶や取引数量を減らす。

■「下請法」で問題となる行為の例

消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、親事業者が、下請法に違反して消費税率引上げ分の負担を下請事業者に不当にしわ寄せすることは問題となります。

消費税率引上げ後の取引とするため、引上げ前の納期を引上げ後に変更する。

消費税率引上げ後の取引とするため、引上げ前に納入されたものの下請代金を支払期日の経過後に支払う。

消費税率引上げ前に納入された在庫を引上げ以後に引き取ると約束をして返品する。

消費税率引上げ分の下請代金の引上げを受け入れる代わりに、割引を受けることが困難と認められる手形を交付する。

販売時期の延期により、消費税率引上げ後の販売となつたことに伴い、下請事業者が納品した製品に添付している値札を無償で差し替えさせる。



売り手に対する転嫁拒否等、 違反行為は政府がきちんと是正します!

相談

※相談先は、次頁を参照

検査・報告

報告命令・立入検査の実施

(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)

指導・助言

違反行為を防止または是正するための指導・助言の実施

(公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官)

措置請求

実施機関が違反行為があると認める場合、公正取引委員会に対し適当な措置を請求

(主務大臣、中小企業庁長官)

勧告・公表

違反行為があると認める場合、特定事業者(買い手)に対し、適正な転嫁や必要な措置を取るように勧告し、その旨を公表

(公正取引委員会)



消費税転嫁対策特別措置法に基づき、
消費税の転嫁拒否等の違反行為を行った企業等に対して、
これまで36件の勧告が行われています。

※平成28年12月15日時点。

公正取引委員会では勧告を行った特定事業者を公表しています。

公正取引委員会ホームページ「消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧」
(<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/kankokuichiran.html>)

経済産業省・中小企業庁・地域経済産業局における相談窓口

部局課名	所在地	電話番号	FAX番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	東京都千代田区 霞が関1-3-1	03-3501-1502 03-3501-1503	03-3501-1505
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	北海道札幌市北区北8条西 2丁目 札幌第1合同庁舎内	011-728-4361	011-728-4364
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	宮城県仙台市青葉区 本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内	022-217-0411	022-721-0270
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	埼玉県さいたま市北区 植竹町1丁目155番1号	048-783-3570	048-665-2615
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	愛知県名古屋市中村区名駅 南4丁目1番22号 旧名古屋税關中出張所内	052-589-0170	052-589-0173
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	大阪府大阪市中央区 大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館内	06-6966-6038	06-6966-6079
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	広島県広島市中区上八丁堀 6番30号 広島合同庁舎2号館内	082-205-5337	082-205-5339
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	香川県高松市 サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎内	087-811-8564	087-811-8558
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	福岡県福岡市博多区 博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎内	092-482-5590	092-482-5551
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	沖縄県那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎内	098-866-0035	098-860-3710

経済産業省 消費税転嫁対策室 (業種別相談窓口)	東京都千代田区 霞が関1-3-1	03-3501-5683	—
--------------------------------	---------------------	--------------	---



消費税価格転嫁等総合相談センター

センターでは次のような相談を受け付けます。

●転嫁に関する問い合わせ ●広告・宣伝に関する問い合わせ

●消費税の総額表示に関する問い合わせ ●便乗値上げに関する問い合わせ

※消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※センターの応答事例は、消費税価格転嫁等総合相談センターのHP(<http://www.tenkasoudan.go.jp>)に掲載されているのでご参考にしてください。

ご相談は専用ダイヤルまたはメール(HP上の専用フォーム)をご利用ください。

専用ダイヤル : ☎ 0570-200-123

【受付時間】9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

メール(HP上の専用フォーム) (24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

① 転嫁拒否等の行為のは是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 ☎ 03-3581-5471 (代表)

② 転嫁を阻害する表示のは是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 ☎ 03-3507-8800 (代表)

③ 消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 ☎ 03-3581-4111 (代表)

(その他)便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費者調査課 ☎ 03-3507-9196

消費税率の引上げの流れ

平成9年4月より

平成26年4月より

平成31年10月より



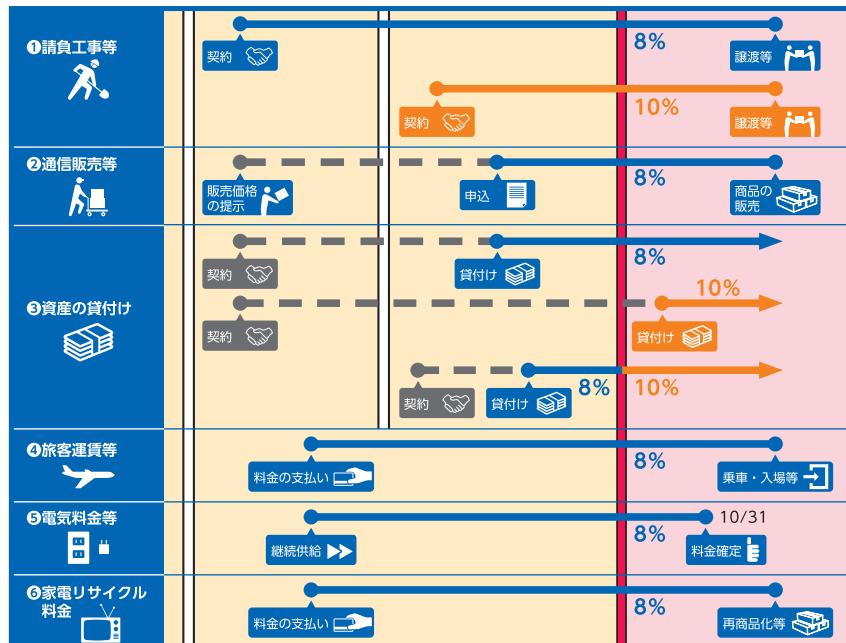
一定のものについては経過措置として改正前の消費税率が適用されます。

■ 10%時の経過措置等による消費税率

平成26年4月1日
消費税率8%へ引上げ

平成31年4月1日
指定日

平成31年10月1日
消費税率10%へ引上げ



※経過措置の中には、消費税率引上げの半年前を「指定日」として、指定日より前に契約等を行うことを条件に、改正前の税率が適用されるものがあります。

消費税転嫁対策についてより詳しく知りたい方は、
中小企業庁ホームページをご覧ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeitenka.htm>

「消費税転嫁の手引き」「消費税転嫁万全対策マニュアル」といった冊子を
ダウンロードすることができます。是非、ご活用ください。

